

このままでは、貯金も無くなり、住民の皆さんが真に必要とするサービスすら提供できない町になってしまふ恐れがあります。

だからこそ改革を行わなければならぬのです。収入を増やし支出を減らす努力をしなければなりません。

今後とも取り組む改革の内容は次のとおりです。

収入を増やす努力

- ・ 町税などの徴収率の向上
- ・ 水道や下水道使用料の適正化
- ・ 各種負担金や施設使用料の見直し
- ・ 不要不急の町有財産の売却

支出を減らす努力

- ・ 職員数の削減や給与見直しによる人件費削減
- ・ 選択と集中による事務事業の縮小、中断、廃止を含めた見直し
- ・ 指定管理者制度や民間委託による施設管理等の見直し
- ・ 組織、機構の見直しによる効率的な行財政運営

以上のようなことに取り組んでいきますが、行財政改革は行政だけできるものではありません。税源移譲により町のいろいろな仕事について、国からの助けなしに自分たち自らが物事を決定し、自分たちの責任で仕事をする事が求められています。

行政や財政の決まりや仕事の内容を見直し、無駄を省き、必要な我慢もする。しかし、やるべきことはきちんとする。これが行財政改革の基本です。

周防大島町の行財政基盤をしっかりとしたものにし、自立と持続可能なものにするためには思いきった決断が必要です。そしてその決断を実行するためには住民の皆さんのご理解とご協力が不可欠となります。

そのためにも正確な情報を提供し、共通理解のもとに住民の皆さんと協働で行財政改革を推進してまいりますのでよろしくお願ひします。

中学校統廃合に伴う跡地利用に係る提案の募集

平成19年6月町議会定例会において、平成21年4月に情島中学校を除く8中学校を久賀中学校、大島中学校、東和中学校、安下庄中学校の4中学校に統合することが決定し、次表の中学校が廃校となります。

このため、統合後の学校の有効活用について提案を募集しますので、11月15日(木)までに、郵送、ファックスまたはメールで、ご提案くださいますようお願いいたします。(様式は問いません。)

ただし、それぞれの中学校は、文部科学省または旧防衛施設庁の補助金で整備したため、財産処分にあたっては、以下の制限がありますが、今回は民間活用を含む自由なご提案をお願いします。

- ①平成12年度以前に取得した鉄筋コンクリート造の財産処分制限期間は60年です。
- ②文部科学省の補助事業については、財産処分制限期間未経過の学校施設であっても、補助後10年を経過した施設を、設置者内で公共用・公用施設へ転用する場合または、学校法人・社会福祉法人へ無償貸与する場合は補助金返還を生じません。
- ③旧防衛施設庁の防音事業により改築・改造を行った学校施設を財産処分する場合は、防音の補助目的(音響による障害の緩和)が継続される施設への転用に限定されています。

統合後有効活用が必要となる中学校

学校名	校舎				校地面積 (㎡)		
	年度	構造	面積	補助省庁	建物敷地	運動場	借用
日良居中学校	S52	RC 3階外	2,047 ㎡	文科、防衛	6,892	8,151	
〃 (屋体)	S58	RC 平屋	880 ㎡	文科			
蒲野中学校	H01	RC 2階	1,504 ㎡	防衛	1,590	6,614	
沖浦中学校	S24	W 2階外	2,028 ㎡	文科			9,818
油田中学校	S49	RC 4階外	1,801 ㎡	文科	805	2,467	

※ R C = 鉄筋コンクリート造 W = 木造